

第 27 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 37 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の漁船と熊本県職員（熊本県漁業取締事務所職員）が操縦する県漁業取締船による衝突事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年1月24日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年10月5日 天草市御所浦町東約 1.1キロメートル沖 合の八代海	個 人 (漁船所有者)	168,158円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。